

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 子どもの権利の保障

第一節 大切な子どもの権利（第四条）

第二節 子どもの権利を保障するための役割（第五条—第八条）

第三章 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進（第九条—第十七条）

第四章 子どもの権利に関する施策^{しさく}の推進および検証

第一節 子どもの権利に関する施策^{しさく}の推進等（第十八条・第十九条）

第二節 東京都北区子どもの権利委員会（第二十条—第二十三条）

第五章 子どもの権利擁護^{ようご}（第二十四条—第二十七条）

第六章 雑則（第二十八条）

付則

〈子どもたちからのメッセージ〉

私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利^{さまざま}を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報^{むく}われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦^{ちようせん}できる環境^{かんきよう}をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境^{かんきよう}づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援^{おうえん}をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさん

には、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

〈大人からのメッセージ〉

私たち大人は、東京都北区（以下「区」といいます。）と協力して、子どものみなさんが幸せな状態で生活を送ることができるよう、この条例の趣旨^{しゆし}をふまえ、子どもの視点に立って、子どものみなさんと関わるよう努力します。

〈区からのメッセージ〉

子どものみなさん。区は、みなさんが幸せを感じながら健康^{すこ}やかに成長できることが、何よりの幸せであると思っています。そのため、みなさんの様々な権利^{さまざま}が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます。

大人のみなさん。区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めてまいります。

区は、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）の理念に基^{もと}づき、前述のような子どもたち・大人からの思いがかない、子どもたちが幸せな状態で生活を送ることができるようこの条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基^{もと}づき、未来を担^{にな}う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望を持って健康^{すこ}やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

（言葉の意味）

第二条 この条例において「子ども」とは、次の各号のいずれかに当てはまる十八歳未満^{さい}の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。

- 一 区内に住んでいる人
- 二 区内で学んでいる人または働いている人
- 三 前二号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民等」とは、次の各号のいずれかに当てはまる人をいいます。

- 一 区内に住んでいる人

二 区内で学んでいる人または働いている人

三 区内で事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）

四 前三号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人

4 この条例において「育ち学ぶ施設^{しせつ}」とは、保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学び、または活動するために利用する施設^{しせつ}をいいます。

5 この条例において「団体」とは、子どもが育ち、学び、または活動するための団体をいいます。

（基本理念）

第三条 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします。

2 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互^{そうご}にこれを尊重し合い、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。

3 子どもが将来への夢と希望を持って、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境^{かんきょう}を整備します。

第二章 子どもの権利の保障

第一節 大切な子どもの権利

第四条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体の活動、地域社会等のあらゆる場面において、特に次にかかげる権利が保障されます。

一 自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）を表明し、およびそれが尊重されること。

二 身体的または精神的な暴力を受けないこと。

三 家庭の環境^{かんきょう}、経済的な状況、社会的身分、年齢^{ねんれい}、性別、障害の有無、国籍^{こくせき}、性のあり方等により差別をされないこと。

四 安全・安心に過ごせること。

五 ゆったりと安心できる場所で休めること。

六 プライバシーが大事にされること。

七 遊ぶこと。

八 様々な文化^{さまざま}、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。

九 くり返し挑戦^{ちようせん}できること。

十 なやんでいること、困っていること等を相談できること。

十一 一人ひとりに応じた学ぶ環境^{かんきょう}が確保されること。

第二節 子どもの権利を保障するための役割

(区の役割)

第五条 区は、子どもの権利を保障するための施策^{しさく}を推進することにより、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うものとします。

2 区は、子どもの健全^{すこ}やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援^{しえん}を行うものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体と協力するとともに、その活動を支援^{しえん}するものとします。

4 区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体その他関係機関^{れんけい}と連携し、または協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施^{じっし}に努めるものとします。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、子どもの年齢^{ねんれい}、成長等に応じた権利が保障されるよう努めるものとします。

(区民等の役割)

第七条 区民等は、地域社会において子どもが権利の主体であることを認識^{にんしき}し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援^{しえん}するよう努めるものとします。

2 事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環境^{かんきょう}づくりに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体の役割)

第八条 育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭、地域等との協力^{もと}の下で子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援^{しえん}に努めるものとします。

第三章 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進

(子どもの意見等の表明および参加)

第九条 子どもは、自分の意見等を表明することができ、それが尊重されます。

2 子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。

3 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、その活動において子どもの意見等の反映または参加に努めるものとします。

4 区、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとします。

5 区、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するものとします。

(子どもの意見等を求めるための会議)

第十条 東京都北区長（以下「区長」といいます。）は、子どもの意見等を求めるための会議（以下この条において「会議」といいます。）を開くものとします。

- 2 区長は、子どもに関する区の施策^{し さく}その他区長が必要と認めることについて、会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。
- 3 会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。
- 4 区長は、会議への子どもの参加がうながされ、会議が順調に運営されるよう、必要な情報を子どもに分かりやすい形で提供する等の支援^{し えん}を行うものとします。
- 5 会議に参加する子どもは、第二項^{だいにこう}に規定することについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。
- 6 区長は、前項^{ぜんこう}の規定により、提出された意見等について、これを尊重するよう努めるものとします。

(虐待^{ぎゃくたい}、体罰^{たいばつ}等の防止)

第十一条 虐待^{ぎゃくたい}、体罰^{たいばつ}等は、子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵害^{しんがいはい}であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはなりません。

- 2 区は、関係機関^{れんけい}と連携し、子どもに対する虐待^{ぎゃくたい}、体罰^{たいばつ}等の防止および虐待^{ぎゃくたい}、体罰^{たいばつ}等からの適切かつ速やかな救済^{すみ}のために、必要な措置^{そ ち}を講じ、または必要な支援^{し えん}を行うものとします。

(いじめ等の防止)

第十二条 区、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもがいじめその他の権利^{しんがいはい}の侵害（以下「いじめ等」といいます。）を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

- 2 区、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもに対するいじめ等の防止のために必要な措置^{そ ち}を講ずるものとします。
- 3 区、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、いじめ等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済^{すみ}するため、関係機関^{れんけい}と連携し、必要な支援^{し えん}を行うものとします。
- 4 区が行ういじめ等の防止に係る取組は、東京都北区いじめ防止条例（平成二十七年三月東京都北区条例第五号）の基本理念その他同条例の規定との整合性^{はか}を図りながら行われるものとします。

(子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境^{かんきよう}づくり)

第十三条 区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体と協力し、子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境^{かんきよう}づくりに努めるものとします。

2 区、事業者、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、法令等^{もと}に基づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措置^{そ ち}を講ずるものとします。

3 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重するよう努めるものとします。

(子どもの居場所づくり)

第十四条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもの身近な生活の場において、子どもが自由にのびのびと遊び、学びその他の活動をするために必要な居場所づくり^{じこう}（次項において「子どもの居場所づくり」といいます。）に努めるものとします。

2 区は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体と協力し、またはその支援^{しえん}に努めるものとします。

(子どもが相談しやすい環境^{かんきょう}づくり)

第十五条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもがなやんでいること、困っていること等について、相談しやすい環境^{かんきょう}づくりに努めるものとします。

2 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたいと望むものについては、慎重^{しんちよう}に取りあつかうよう努めるものとします。

(子ども一人ひとりに応じた学びの環境^{かんきょう}づくり)

第十六条 区、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子ども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境^{かんきょう}等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる環境^{かんきょう}づくりに努めるものとします。

(子どもの貧困^{ひんこん}の防止)

第十七条 区は、全ての子どもがだれ一人取り残されことなく、健全^{すこ}やかに育ち、および学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体と協力して、子どもの貧困^{ひんこん}の防止に総合的に取り組むものとします。

第四章 子どもの権利に関する施策^{しさく}の推進および検証

第一節 子どもの権利に関する施策^{しさく}の推進等

(子どもの権利に関する施策^{しさく}の推進)

第十八条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

(子どもの権利に関する普及啓発^{ふきゅうけいはつ})

第十九条 区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機

会を設ける等の取組により、普及啓発^{ふきゅうけいはつ}に努めるものとします。

- 2 区、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めるものとします。

第二節 東京都北区子どもの権利委員会

(東京都北区子どもの権利委員会)

第二十条 区は、この条例に基^{もと}づく子どもの権利に関する施策^{しきく}を検証^{けんしやう}するために、区長の附属^{ふぞく}機関として東京都北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」といいます。）で定める人のうちから区長が委嘱^{いしよく}する委員十人以内をもって組織します。
- 3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任されることができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため仕事を行うことができないと認める場合または仕事における義務違反^{いはん}その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、仕事において知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の仕事)

第二十一条 権利委員会は、次に定めることを行います。

- 一 区長の諮問^{しもん}を受けて、区における子どもの権利保障^{じやうきやう}の状況^{じやうきやう}、第二十四条の権利擁護^{やうご}委員からの報告、区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの等について、調査および審議^{しんぎ}をすること。
- 二 前号の調査および審議^{しんぎ}の結果を区長に答申し、または子どもの権利に関する施策^{しきく}の改善等を提言すること。

(会長および副会長)

第二十二条 権利委員会に会長および副会長を置きます。

- 2 会長および副会長は、委員の互選^{ごせん}によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代理します。

(招集等)

第二十三条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

第五章 子どもの権利擁護^{ようご}

(子どもの権利擁護委員^{ようご})

第二十四条 区は、子どもの権利の侵害^{しんがい}からの適切かつ速やかな救済^{すみ}を図るために、東京都北区子どもの権利擁護委員^{ようご}（以下「権利擁護委員^{ようご}」といいます。）を置きます。

- 2 権利擁護委員^{ようご}は、次に定める仕事を担当します。
 - 一 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援^{しえん}をすること。
 - 二 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
 - 三 子どもの権利の侵害^{しんがい}からの救済のため関係者に要請^{ようせい}をすること。
 - 四 子どもの権利侵害^{しんがい}を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること。
 - 五 子どもの権利侵害^{しんがい}からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
- 3 権利擁護委員^{ようご}は、三人以内とし、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長^{いしよく}が委嘱します。
- 4 権利擁護委員^{ようご}の任期は、二年とします。ただし、再任されることができます。
- 5 区長は、権利擁護委員^{ようご}が心身の故障のために仕事を担当することができないと認める場合、第三項に規定する委嘱^{いしよく}の要件を満たさなくなった場合または仕事における義務違反^{いはん}その他権利擁護委員^{ようご}としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 6 権利擁護委員^{ようご}は、仕事において、知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利擁護委員^{ようご}の仕事の進め方)

第二十五条 権利擁護委員^{ようご}は、仕事を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

- 2 権利擁護委員^{ようご}は、公正かつ公平に仕事を行わなければなりません。
- 3 権利擁護委員^{ようご}は、それぞれ独立して仕事を行います。ただし、必要に応じて合議を行います。
- 4 権利擁護委員^{ようご}は、自分に利害関係のある事案については、仕事を行うことができません。
- 5 権利擁護委員^{ようご}は、毎年度、仕事の実施^{じっし}状況^{じょうきょう}について区長に報告しなければなりません。
- 6 区は、権利擁護委員^{ようご}の独立性および公正かつ公平に仕事を行うことができる環境^{かんきょう}を確保するた

めに必要な協力および支援^{しえん}を行うものとします。

- 7 区民等、育ち学ぶ施設^{しせつ}および団体は、子どもが権利擁護^{ようご}委員に相談等をしやすい環境^{かんきょう}を整えるよう努めるとともに、権利擁護^{ようご}委員の仕事に協力するよう努めるものとします。

(権利擁護^{ようご}委員への相談等)

第二十六条 子ども（その子どもに関係のある人をふくみます。）は、権利擁護^{ようご}委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第二十四条第二項第三号^{だいにこう}の要請^も若しくは同項第四号^{どうこう}の意見の表明を行うことを求めることができます。

(権利擁護^{ようご}委員の要請および意見の尊重等)

第二十七条 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、権利擁護^{ようご}委員から第二十四条第二項第三号^{だいにこう}の要請^{ようせい}および同項第四号^{どうこう}の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

- 2 区の機関は、前項^{ぜんこう}の取組を行うときには、その内容を権利擁護^{ようご}委員に報告しなければなりません。ただし、同項^{どうこう}の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護^{ようご}委員に報告しなければなりません。

第六章 雑則

(委任)

第二十八条 この条例の施行^{しこう}に関し必要な事項^{じこう}は、規則で定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行^{しこう}します。ただし、第四章第二節、第五章および次項^{じこう}の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(令和六年五月規則第五五号で、条例第四章第二節の規定は、令和六年七月一日から、条例第五章および付則第二項の規定は、令和六年九月一日から施行)

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

(略)